障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)に対する見解

特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会 代表 伊澤雄一

平成 25 年 6 月 19 日に参議院本会議において全会一致で可決・成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下:障害者差別解消法)においては、これまでの障害に対する理解の不足から起こる様々な差別に対してその解消を目指す足がかりとなる物であり、関連するその他法律と共に国連障害者権利条約批准に向けた国内法整備の一環としての大きな意味を持つものと考える。

障害を持つ方の多くは差別を受けたと感じる体験を持っていると考えられ、精神障害においては間違った情報からの偏見、無理解からくる差別が未だに多く存在する。

平成 24 年に成立した障害者基本法改正において定められた障害者への差別禁止について、差別解消策を具体化するために位置付けられた同法であるが、それらの解消への第一歩として大きく期待を寄せている。

しかしながら、同法においては以下に示す通り課題があり、また実効性を高める上においても、今後の十分な検討が必要である。しかし、検討を重ねている間においても、差別は存在し、平成 28 年 4 月 1 日の施行を待たず、対応可能なものから具体的対応を行うとともに、施行後 3 年後の見直しまで待たず、検討会などを設け、課題点などの検証を行うと同時に実際に応じた見直しの機会を設ける事が肝心であると考える。

1) 「差別」の定義を具体的に提示する必要があるとこ

同法成立に至るまでに、障がい者制度改革推進会議差別禁止部会、障害者政策委員会差別禁止部 会等において、差別禁止に関する具体的な議論がなされてきた。

平成 24 年 9 月 14 日に障害者政策委員会差別禁止部会より示された「『障害を理由とする差別の禁止に関する法制』についての差別禁止部会の意見」では同法において定められた「差別的取り扱い」「合理的配慮の不提供」より、具体的かつ細分化された内容として「不均衡待遇」と「合理的配慮の不提供」の 2 つに分類し、とくに重要と考えられる 1 0 の分野において、どのような場面で差別が生じるかを明らかにしている。

施行となる平成28年4月1日までに、ガイドラインを作成し実際の運用の指針を定めるものとしているが、その内容として、運用の指針とは別の形でなにが差別となるかの具体的な定義を示す必要がある。その際は、先の差別禁止部会で示された意見を十分に反映し、直接差別、間接差別、関連差別等についても具体的な提示がなされることを望む。

参考) 直接差別、間接差別、関連差別に関する例

「視力障害があり盲導犬を伴ってレストランに入ろうとしたところ入店できなかった場合」

- ・入店できない理由として「視力障害」が理由となる場合には「直接差別」
- ・入店できない理由として「連れている盲導犬が入店出来ない」場合には「間接差別」
- ・入店できない理由として「犬の入店が認められない」場合には「関連差別」

と分類することができる。

2) 合理的配慮の不提供の禁止における義務対象の拡大

同法における「合理的配慮の不提供」において国及び地方自治体等においては法的義務とされているが、民間事業者においては努力義務とされている。

精神障害者の生活において、衣・食・住のほか、教育、交通、就業、医療、社会参加など、日常 生活を送る上で不可欠な内容の多くは民間事業者の対応の範疇となっている。

一部の理解ある民間事業者の努力により、安心した地域生活の獲得に至る現状である。

特に住居、就業においては様々な既存の制度を利用した上で一部の理解ある民間事業者の関与から実現を図っているところである。

障害を理由とした住まいの場の不提供や、就労の機会の消失等は、多くの方が直面している喫緊の課題であり、日常生活で不当な扱いを受けることなく送るために、必要だと考えられる事業を取り扱う民間事業者には努力義務ではなく法的義務とし、日常生活に潜む様々な差別の解消を推し進めるためにも拡大を図ることを望む。

3) 障害者差別解消支援地域協議会の設置の義務化

同法においては紛争解決の仕組みについて、新たな組織を設けず既存のものの活用を基本としているが、同法内においては障害者差別解消支援地域協議会の設置について規定が設けられている。

「障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため設置」するとされている障害者差別解消支援地域協議会は障害者への差別を解消するために重要な窓口であり具体的な紛争解決に向けた重要な役割を果たすものだと考えられるにもかかわらず、都道府県、市町村等の自治体に対する設置の義務はない。

施行3年後の見直しにおいては、地方自治体の設置の状況により、障害者差別解消支援地域協議会を設置することを義務化し、また、障害者差別解消支援地域協議会においては、その役割として障害者政策委員会差別禁止部会で示された紛争解決に対しての相談及び調整、調停等の役割を盛り込み、第三者として中立・公平である仕組みとされることを望む。